

在トロント総領事館メールマガジンVOL124

本メールは、当館への「在留届」提出者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者及び当館「メールマガジン」登録者へ配信しています。

今月の主なトピックは、以下のとおりです。

- ・領事出張サービス（ウォータールー／キッチナー）
- ・賃貸物件にかかる詐欺被害
- ・カナダにおける大麻（マリファナ）の合法化についての注意喚起
- ・外務省最新海外安全情報
- ・JSSホリデーライブについて（JSSからのお知らせ）
- ・JSS委任状と遺言状セミナーについて（JSSからのお知らせ）

●領事出張サービス（ウォータールー／キッチナー）

日時：11月20日（火） 11：00AM～2：00PM

会場：Holiday Inn Kitchener Waterloo Hotel & Conference Centre  
30 Fairway Road South, Kitchener, ON N2A 2N

詳細については、以下URLよりPDFファイルをご参照ください。

<https://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/files/000390478.pdf>

●賃貸物件にかかる詐欺被害

10月、インターネット邦字情報サイト掲示板に掲載されていたアパートメントに入居を試みた邦人留学生（男性）が約三千ドルの詐欺被害に遭ったと相談がありました。当地では、特に邦人留学生を中心に同様の事件が後を絶たない状況にあります。

インターネット邦人用情報サイトの掲示板等の掲載内容は、書き込みが無料・自由である一方、（サイト内の注意書きにもありますが）掲載内容の真偽についてはサイト側としては責任を負わず、掲載内容の信憑性の確認作業は自己責任となっています。

ついては、インターネット掲示板の運用上、今後も同様の被害が発生する可能性もありますので、いかなる名目の前金（部屋の仮押え金、最初と最後の月の家賃、キー・デポジット等）であっても、支払う前には、①信頼のおける業者・人物かどうか、②物件・条件等、実際には何も確認していない状況なのに、前金等の振り込みを急がされていることはないか、③契約書、領収書は準備されているか等十分に注意願います。

なお、2018年4月30日より大家とテナント（借家人）は標準賃貸契約書を使用し双方

当事者同士が署名し契約を結ぶことがオンタリオ州の法律により義務づけられています。本件については、JSSのホームページに詳細が記載されていますので、ご参照ください。

<http://jss.ca/standard-lease-ontario-landlords-tenants-coming-month/>

●カナダにおける大麻（マリファナ）の合法化についての注意喚起

本年6月21日に成立した「カナダにおける大麻に関する法律」が10月17日から施行されることに伴い、以下の点に注意願います。

- ・カナダでは、本年10月17日から、大麻（マリファナ）の所持・使用が合法化されます。
- ・一方、日本では大麻取締法において、大麻の所持・譲受（購入を含む）等については違法とされ、処罰の対象となっており、この規定は日本国内のみならず、海外において行われた場合であっても適用されることがあります。
- ・在留邦人や日本人旅行者におかれましては、これら日本の法律を遵守の上、日本国外であっても大麻に手を出さないように十分注意願います。また、大麻を含んだ食品・飲料についても同様に注意願います。

●外務省最新海外安全情報

★ハリケーン・シーズンに際しての注意喚起（広域情報）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2018C072.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2018C072.html)

以下の地域へ出張・旅行を計画されている方は、ご注意ください。

★インドネシア：スラウェシ島における地震・津波の発生に伴う注意喚起（新規）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo\\_2018C146.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2018C146.html)

★ジャマイカ：非常事態宣言発令に伴う注意喚起（新規）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo\\_2018C144.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2018C144.html)

★ジンバブエにおけるコレラの流行

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo\\_2018C142.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2018C142.html)

★その他、個別の国・地域の安全情報については、外務省海外安全ホームページをご参照ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●2018年 第19回JSSホリデードライブについて（JSSからのお知らせ）

ホリデーシーズンを数週間後に控え、ジャパニーズ・ソーシャル・サービス（JSS）は、恒例のホリデードライブ（歳末助け合い運動）を実施いたします。このホリデードライブでは、生活上の助けを必要とされている方々に楽しく年末年始を迎えていただくため、ドネーションと

いう形で皆さまからの温かいプレゼントのご提供をお願いしております。集まったドネーションは、JSSが責任をもってクリスマス前に各ご家庭にお届けいたします。一人でも多くの方が楽しいホリデーシーズンを過ごすことができるよう、皆さまの温かいご協力をお願いいたします。詳しくは以下をご覧ください。

<http://jss.ca/jss-holidaydrive2018/>

●委任状と遺言状セミナーについて（JSSからのお知らせ）

ジャパニーズ・ソーシャル・サービスともみじヘルスケア・ソサエティの共同主催のセミナーが10月24日(水)に開催されます。参加ご希望の方は必ず10月19日(金)迄にお申し込みください。詳しくは以下をご覧ください。

<http://jss.ca/poa-will-2018/>

●外務省海外旅行登録「たびレジ」の登録促進について

海外旅行や海外出張される方が、「たびレジ」へ旅行日程・滞在先・連絡先を登録すると、渡航先の大使館・領事館より、渡航情報や大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急時の情報提供を受けられる海外旅行登録システムです。また、被害状況によっては、現地の大使館・領事館から、緊急連絡メールが届き、安否の確認や必要な支援を受けられることができます。通常の在留地を離れての旅行や出張の際も是非ご登録ください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

●日本出入国時の顔認証ゲートの本格導入

入国管理局では、2017年10月18日から、羽田空港の上陸審査場に顔認証ゲートを3台先行導入し、2018年8月までに、羽田空港に加え、成田空港、中部空港、関西空港及び福岡空港の上陸審査場に本格導入しました。また、同年11月末までに当該5空港の出国審査場へ本格導入し、日本人の出国手続、帰国手続の両方で利用できるようにする予定です。

なお、顔認証ゲートの利用に当たり、事前の利用登録手続は必要ありません。

顔認証ゲートを利用した場合、パスポートに出入国印は押されませんが、出入国印を希望される方は、顔認証ゲートを通過後、税関検査前までに、顔認証ゲート後方にいる職員または各審査場事務室に申し出てください。

詳細は以下の法務省HPを御参照ください。

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00168.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00168.html)

●トロントでよくあるトラブル5選

当地に在留する邦人留学生及び旅行者を中心に実際に被害が多いトラブル及びその注意点を簡潔にまとめたパンフレットを作成いたしました。読みやすい構成となっていますので、ご自身にあてはまる事項がないか等チェックください。

<http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/files/000376181.pdf>

また、当地在留邦人向けに作成した「安全の手引き」はトラブル事案・防犯対策をより詳細に記載していますので、併せてご活用ください。

<http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/files/000332693.pdf>

●領事出張サービスのお知らせ

1. 日系文化会館（JCCC）

10月11日（木）10時から12時

11月 8日（木）10時から12時

12月13日（木）10時から12時

2. その他

ウォータールー／キッチンナー 11月20日（火）11時から14時 ホリディ・イン

●当館休館日のお知らせ

土曜日及び日曜日に加え、以下が休館日です。

11月12日（月）

12月24日（月）

25日（火）

26日（水）

31日（月）

●当館各種イベント情報

[http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr\\_en/b\\_000030.html](http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_en/b_000030.html)

---

●本メールは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともに、お知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしく願いいたします。

●緊急時の安否確認を当館から行うため在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。

以下のURLからORR-netを通じて電子届出をして頂くか、所定の用紙をダウンロード後、FAXで416-367-9392までご送付ください。

[http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryoji-2.html](http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji-2.html)

●本メールは、帰国・転出等の理由により在留届を抹消された際に配信が停止されます。たびレジ登録サイトに登録し本メールを受信されている方については、たびレジ登録期間が終了した際に配信が停止されます。配信を停止したい場合は、以下のサイトから手続きをしてください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

●在トロント日本国総領事館のメールマガジンにご登録の方で帰国・転出による配信停止をご希望の方は停止理由（(例)●月に帰国・転出した。）を簡潔に記載の上、ryouji@to.mofa.go.jpまでご連絡願います。

---

●在トロント日本総領事館 F a c e b o o k

当館が支援するイベントや日本に関する情報などを F a c e b o o k を通して提供しています。最新情報を分かりやすくお伝えできますので、是非フォローしてみてください。

<https://www.facebook.com/JapanConsToronto/>

●在トロント日本国総領事館ホームページ

[http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)